

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	県民文化部
	☐ その他	名 称	
件名	５ 社会福祉施設等整備事業補助金交付制度の充実について		
提案市	松本市		
提案要旨	子ども・子育て支援法により、放課後児童健全育成事業の充実が求められており、子どもの安全・安心な居場所づくりを進めるために、児童館・児童センター・放課後児童クラブ室の整備促進が急務であることから、上記補助金の申請期間の緩和及び補助基準額の増額など、交付制度の充実を県に求めるもの。		
提案理由	本市では、老朽化した児童館の改築、並びに放課後児童健全育成事業登録児童数の増加により狭あい化している児童館・児童センターへの放課後児童クラブ室増築などの施設整備を年次計画により進めている。 上記補助金を活用して、平成２２年度までに３カ所の児童センターに放課後児童クラブ室を増築したが、２３年度に県から、補助金交付後３年間は同一の自治体への交付は困難との見解が示されたことにより、２５年度まで補助金の申請を行うことができなかった。 また、施設の改築・増築に伴う建設工事費は膨大であり、その額は補助基準額を大きく上回っている状況にある。 老朽化、登録児童数増加に伴う狭あい化による改築等が円滑に進み、放課後の子どもの居場所が整備されるよう、補助金申請期間の緩和及び補助基準額の増額など、交付制度の充実を求めるものである。		
課題等 現状及び	平成２２年度の本補助金活用後、３年が経過したことにより、本年度は、放課後児童クラブ室増築工事の補助金要望書を提出しているが、工事費用は補助金の限度額を上回っているため、市の負担額は大きく、また現状では来年度以降補助申請ができず、施設整備計画に支障が出る状況にある。		
法令関係	子ども・子育て支援法、児童福祉法		